資料 8

道路運送法第９条第４項及び同法施行規則第９条第２項に掲げる
協議が調っていることの証明書（万葉・けやきルート）

令和５年６月28日付，令和５年度第１回国分寺市地域公共交通会議において，下記路線の運行計画の変更に関し，協議が調ったことを証明する。

記

１．協議が調っている路線

1）名称

国分寺市地域バス「ぶんバス」万葉・けやきルート

2）路線の区間

起点　　国分寺市西元町三丁目11番
経由地　国分寺市泉町二丁目３番
　　国分寺市南町三丁目21番
　　国分寺市東恋ヶ窪三丁目５番
　　国分寺市泉町二丁目２番
終点　　国分寺市西元町三丁目11番

3）路線の距離

9.3Km

4）運行時間

平日，休日共通，６時～19時台の60分毎に１便の14便

２．協議が調っている運行系統

1）名称

国分寺市地域バス「ぶんバス」　万葉・けやきルート
（史跡武蔵国分寺跡～国分寺市役所（新庁舎）～国分寺駅西～東恋ヶ窪三丁目～国分寺駅西～国分寺市役所（新庁舎）～史跡武蔵国分寺跡）

３．協議が調っている運賃（料金）の種類，額及び適用方法

100円均一（１乗車あたり），大人・小人同額，前払い，現金，回数乗車券及び交通系ＩＣカード，同一ルート内に限り１周を超えない範囲で乗り継ぎ割引を適用

４．適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には，その条件

1）令和７年１月４日より実施の予定

2）予備車両は，事業者が保有する車両を併用とする。

令和５年６月28日
国分寺市地域公共交通会議
会　長